

管理区分	措置	備考
管理 1	就業上の特別な措置なし	
管理 2	粉じんばく露の低減措置	
管理 3 イ	粉じんばく露の低減措置	都道府県労働局長からの勧奨 (もしくは指示)を受けた場合
管理 3 ロ	粉じん作業からの転換の努力義務 (転換手当 30 日分)	
	粉じん作業からの転換義務 (転換手当 60 日分)	
管理 2 または 3 で 合併症り患	療養	
管理 4	療養	